

甲議第 6 号

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

甲府市議會議長 長 沼 達 彦 様

提出者	甲府市議會議員	輿 石 修
賛成者	甲府市議會議員	小 澤 浩
"	"	堀 と め ほ
"	"	神 山 玄 太
"	"	木 内 直 子
"	"	山 田 厚

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「帳簿（以下）を「帳簿（第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中、「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）、第17条第1項及び第2項の改正規定、第18条第1項及び第2項の改正規定、第27条第2項の改正規定、第31条第2項の改正規定、第32条第3項の改正規定、第38条第1項及び第2項の

改正規定、第39条第3項の改正規定並びに第47条及び第48条の改正規定
公布の日

- (2) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）
令和7年4月1日
- (3) 第53条から第55条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日
(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例改正案を提出する理由である。